第一項の表四一の項を次のように改める。

四一	削除

第一項の表五〇の項及び五一の項を次のように改める。

五〇	削除
五一	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

九　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四五の項から一四七の項までを次のように改める。

一四五	削除
一四六	削除
一四七	削除

十　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三六の項から三八の項までを次のように改める。

三六	削除
三七	削除
三八	削除

第一項の表四一の項及び四二の項を次のように改める。

四一	削除
四二	削除

十一　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

十二　平成十七年総務省告示第百十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を削る。

十三　平成十七年総務省告示千九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

六	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

第一項の表二八の項を次のように改める。

二八	削除

十四　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

十五　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第一項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第一項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

三五	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

十六　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七五の項を次のように改める。

七五	削除

十七　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九二の項を次のように改める。

九二	削除

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

一〇七	削除

第一項の表一三四の項を次のように改める。

一三四	削除